

日本郵便株式会社の業務区分別収支 及び郵便事業の収支の状況等 (2024年度)

2025年8月25日



業務区分別収支

○ 2024年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（参考）2023年度

（単位：億円）

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号業務（郵便業務等）	12,877	13,551	▲675
第二号業務（銀行窓口業務等）	4,717	5,070	▲353
第三号業務（保険窓口業務等）	1,593	1,692	▲99
第四号業務（その他）	8,542	7,514	1,028
合計	27,729	27,827	▲98

営業収益	営業費用	営業損益
12,183	13,133	▲951
4,802	5,072	▲270
1,720	1,642	78
8,509	7,403	1,106
27,213	27,250	▲37

注1 業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条及び第18条の規定に基づき作成・公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 業務の区分は、次のとおりです。

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

郵便事業の収支の状況

○ 2024年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（参考）2023年度

（単位：億円）

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	11,848	12,478	▲630	11,143	12,061	▲918
第一種郵便物（封書）	6,486	6,851	▲365	6,169	6,575	▲406
第二種郵便物（はがき）	3,288	3,451	▲163	3,004	3,337	▲333
第三種郵便物（雑誌、新聞）	66	140	▲74	68	130	▲61
第四種郵便物（通信教育等）	7	16	▲10	7	16	▲9
義務的特殊取扱	877	968	▲91	909	1,015	▲106
任意の特殊取扱	1,124	1,052	73	986	989	▲3
国際郵便業務	751	751	0	753	731	22
通常郵便物	205	219	▲15	187	199	▲11
小包郵便物	154	156	▲1	153	140	12
EMS郵便物	392	375	17	413	392	21
合計	12,599	13,229	▲630	11,896	12,792	▲896

注1 郵便事業の収支の状況は、郵便法第67条第7項の規定に基づき公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 特殊取扱の種類は、次のとおりです。

- ・義務的特殊取扱とは、書留、引受時刻証明、配達証明等です。
- ・任意の特殊取扱とは、速達、特定記録、レターパックプラス、特別あて所配達郵便等です。

（参考）

商品	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
荷物（ゆうパック、ゆうパケット、ゆうメール）	6,424	6,011	413	6,107	5,731	376

交付金額等の状況

○ 2024 年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

交付金額等の状況は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

（以下「機構法」といいます。）第 18 条の 6 の規定に基づき、公表するものです。

（1） 日本郵便株式会社法第 14 条第 1 号から第 3 号に掲げる業務の区分ごとの費用及び合計額

（単位：億円）

第 1 号（郵便業務等（郵便窓口業務に限る）） ^{注1}	小 計			合 計
	第 2 号 （銀行窓口業務等）	第 3 号 （保険窓口業務等）	（第 2 号・第 3 号）	
1, 721 （業務区分別収支の <u>内数</u> ）	5, 070 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	1, 692 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	6, 762 （業務区分別収支と <u>同一</u> ）	8, 483

注1 第 1 号に掲げる業務にあつては、郵便局又は簡易郵便局で行う業務
（日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる額にあつては、郵便窓口業務に限る）

（2） 機構法第 18 条の 2 第 4 項の規定により通知された同条第 2 項第 1 号に掲げる額

（単位：億円）

4, 491

（3） 機構法第 18 条の 2 第 1 項の規定により交付された交付金の額

（単位：億円）

3, 030

注2 各記載金額は、単位未満を四捨五入して表示

(参考)「交付金額等の状況」の各数値の概要

- ・ (1) は、2024 年度決算値に基づき、全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用を、「郵便業務等（郵便窓口業務に限る）^{注1}」、「銀行窓口業務等^{注2}」、「保険窓口業務等^{注3}」の区分ごとに明らかにしたもの（網掛け部分）
- ・ (2) は、2022 年度決算値に基づき、郵政管理・支援機構が総務省令に定める方法により算定した全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に不可欠な費用であり、以下①及び②が対象（破線で囲んだ部分）。
 - ① 全国の郵便局ネットワークを最小限度の規模（2 名局）により構成するものとした場合におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用
 - ② 簡易郵便局手数料の基本額分
- ・ (3) は、(2) から郵便窓口業務にかかる不可欠な費用を控除したもの（塗りつぶし部分）



※1 業務区分別収支第 1 号（郵便業務等）の内数

※2 業務区分別収支第 2 号（銀行窓口業務等）と同値

※3 業務区分別収支第 3 号（保険窓口業務等）と同値

- ・ 2023 年度の交付金額等の状況との比較は下記のとおり。

項目	2024 年度	2023 年度	差分
(1) ユニバ業務に要する費用	8,483 億円	8,432 億円	+ 50 億円
(2) ユニバ提供に不可欠な費用	4,491 億円	4,418 億円	+ 73 億円
(3) 交付金額	3,030 億円	3,000 億円	+ 30 億円

※ (2)、(3) の額は、当該年度の一昨年度の費用実績から、郵政管理・支援機構が算出したもの（2024 年度額は、2022 年度実績から算出）。